令和８年（フ）第６８８号
埼玉県入間市向陽台１丁目１番地15　県住５－508
債務者　齊藤ジョセリンこと　サイトウ　ジョセリン　サンティアゴ
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６８９号
埼玉県富士見市榎町24番地　富士見ニューライフ1003
債務者　武富　亜美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第６９５号
埼玉県坂戸市浅羽野二丁目４番地11　サンリヴェールＣ－101号室
債務者　吉川　輝美
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７０６号
埼玉県所沢市くすのき台３丁目４番地の４　シムラビル303
債務者　藤田　文子
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７１３号
埼玉県川越市神明町39番地21　（シティハイムクラリスＪ－202号室）
債務者　幸田　　勲
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第７２４号
埼玉県川越市大字藤間60番地１　（川越ハイツ）、前住所東京都板橋区西台１丁目44番14号　カーム　ヒル103
債務者　村越　　翔
1　決定年月日時　令和８年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月18日までさいたま地方裁判所川越支部

令和８年（フ）第２５６号
岡山県倉敷市連島中央５丁目30番37号　グランソレイユＡ棟102
債務者　永瀬　　栞
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第２８４号
岡山県倉敷市連島町鶴新田1880番地１　ビアン連島Ｂ－102、転居前の住所岡山県倉敷市水島北亀島町８番１－101号　ビレッジハウス水島
債務者　横田　由美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第７９１号
北九州市小倉北区大畠１丁目６番15号(201)、前住所北九州市小倉北区萩崎町13番25－305号
債務者　沖　　寿大
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第７９８号
北九州市小倉北区中井２丁目11番５－602号
債務者　花田　有沙
1　決定年月日時　令和８年９月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第１２４号
新潟県見附市新潟町4707番地25　小林　様方
債務者　佐藤　圭子
1　決定年月日時　令和８年９月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第３３８号
静岡県浜松市中央区和合町936－124　サンリットガーデン101、住民票上の住所静岡県湖西市駅南二丁目10番20号
債務者　紅林　佑亮
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第３５０号
静岡県磐田市豊岡6204番地３
債務者　渡辺　美子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１９５３号
名古屋市緑区南大高３丁目111番地
債務者　大山美恵子
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２１３４号
名古屋市中区千代田２丁目22番４号　プレサンス久屋大通公園サウス407号
債務者　松村　奈美
1　決定年月日時　令和８年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月20日まで名古屋地方裁判所民事第２部